

施設配置等計画編
第 2 章 河川施設配置計画
第 2-1 章 河道並びに河川構造物
第 2 節 捷水路及び放水路

目 次

| | | |
|---------|-------------------|---|
| 第 2 節 | 捷水路及び放水路 | 1 |
| 2. 1 | 捷水路及び放水路の計画 | 1 |
| 2. 2 | トンネル構造による河川 | 1 |
| 2. 2. 1 | 計画の基本 | 1 |
| 2. 2. 2 | 断面及び縦断勾配 | 1 |

平成 31 年 3 月 版

第2章 河川施設配置計画

第2-1章 河道並びに河川構造物

第2節 捷水路及び放水路

2.1 捷水路及び放水路の計画

<標準>

捷水路及び放水路などの新川の設定に当たっては、洪水の安全な流下を図るとともに、新川及び周辺の環境、現在及び将来の社会環境、周辺の地下水位、地下水の水質、用排水路系統、堤内地の内水対策、新川の整備後の河道の維持管理等を考慮するとともに、放流先水域の環境への影響や分流元河川の環境への影響についても検討し、適切な計画を策定するものとする。

2.2 トンネル構造による河川

2.2.1 計画の基本

<標準>

トンネル構造による河川は、地形の状況、そのほか特別の理由によりやむを得ない場合に限り設けるものとし、ルートは、地形・地質条件、地上の利用条件、地下埋設物等の調査を行って決定するものとする。なお、線形は著しい屈曲を避けるよう定めるものとする。

また、特にやむを得ない場合を除き現状河道は確保するものとする。

2.2.2 断面及び縦断勾配

<標準>

トンネルの断面は、設計流量の流下に必要な断面積のほかに、原則として十分な空面積を確保するものとする。

さらに、トンネルの縦断勾配は、洪水処理機能の確保、水理的な安定性、維持管理上の観点から適切な勾配を決めるものとする。